令和８年度（2026年度）第3回北海道大規模小売店舗立地審議会第１部会　議事録

１　日時
　令和８年（2026年）7月 24 日（金）　10 時00分～10時30分

２　場　所
　石狩振興局　5階　大会議室

３　出席者
（1）委員及び特別委員
　部 会 長　近　藤　弘　毅（北海学園大学経営学部教授）
　副部会長　小　西　麻　衣（中小企業診断士）
　特別委員　髙　橋　翔　（北海道大学大学院工学研究院准教授）
　特別委員　板　東　雄　介（小樽商科大学商学部教授）
　特別委員　藤　井　美智子（（一社）北海道開発技術センター　調査研究部　首席研究員）
　特別委員　津　軽　祐　一（岩見沢市経済部商工振興課中心市街地活性化推進係）

（2）事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	山　口　美由希
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	藤　田　幸
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	石　川　ひとみ
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	木　村　祐　城
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	平　泉　龍　弥
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	目　黒　大　貴

４　審議事項
・「コープさっぽろ　すながわ店」第5条第1項（新設）の届出について
・「マックスバリュ深川店」第6条第2項（変更）の届出について

５　議事要旨
（1）　事務局（空知総合振興局）から、前回部会での審議案件概要から変更点はないため、概要説明を省略する旨を説明した。
　事務局から、前回部会における事務的説明での質疑について、次のとおり回答した。
（前回質疑）
　届出書 7-8「協議の時期、協議内容、対応方針等」について、砂川市教育委員会から、「令和8年4月から開校を予定している砂川学園の学童スクールバス停留所を当該敷地内に設置することから、学童の交通安全を最優先に配慮した運営方法等について、関係者間で引き続き意見交換を行うこととする。また、当該駐車場周辺は通学路となっていることから、駐車場出入口においては、自動車運転者への注意喚起として「通学路」「学童に注意」「一時停止」等の表示サインを設置することとする」との記載がある。
　このスクールバス停留所はすでに使用しているのか。また、スクールバスがどこから進入し、どのような導線で停留所に入るのか、その際に店舗利用者の車両との交錯がないのか確認したい。
　もう一点、スクールバスの停留所から店舗までの歩行導線が見えないので、安全確保の状況がわかるように整理していただきたい。

（事務局回答）

スクールバス停留所は当該施設の全店舗開店後から使用を開始する予定であり、具体的な使用開始時期については、設置者が砂川市教育委員会と調整の上、決定することとしており、スクールバスの進入経路及び場内走行経路についても現時点で未定であり、こちらも砂川市教育委員会と調整の上、決定する。

スクールバスの運行時間と店舗利用客の交差状況について、始発便は店舗開店時間前の午前 7 時 50 分のため、利用客との交錯はないが、下校便は 15 時、最終便は 18 時 25 分着となっていることから、利用客との交錯が生じる。駐車場内の安全確保については、設置者と滝川警察署で協議を行っており、対策を検討している。

また、スクールバス停留所から店舗までの導線については、児童の歩行導線は、歩道からスクールバス停留所までとしており、児童の乱横断を防止するため、乗降場所にはチェーン柵を設置する。

駐車場内における児童の安全対策については、チェーン策設置の他、日没後の安全対策のための照明設置、パトランプの設置、カーブミラーの設置、注意喚起サインの設置を行う。

（部会長）

他に発言はないか。

なければ、「コープさっぽろ すながわ店」の法第5条第1項（新設）の届出について、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、別紙のとおり答申することで良いか。

（全員）

異議なし。

（部会長）

別紙「コープさっぽろ すながわ店」の答申文案のとおり答申することに決定する。

（2） 事務局（空知総合振興局）から、前回部会での審議案件概要から変更点はないため、概要説明を省略する旨を説明した。

事務局から、前回部会における事務的説明での質疑について、次のとおり回答した。

（前回質疑）

駐車場台数を 174 台から 143 台に変更する点について、指針必要台数は満たしているが、すでに開店から年数が経過している店舗であるため、届出上で新設店舗と同じような説明になっている点が気になるところ。実際の利用状況を踏まえ、143 台でも対応可能である旨の説明があっても良いのかと思う。

また、届出書内に記載のある従業員等駐車場の台数は31台だが、図－3では33台と読み取れる。資料全体で記載内容を整理し、統一していただきたい。

さらに、荷さばきを行うことができる時間帯について、A-10 ではマックスバリュが午前6時から午後10時、ツルハドラッグが午前6時から午後7時となっている。

しかし、B-1 では、いずれも午前6時から午後10時までとなっている。

この点についても、統一した整理をお願いしたい。

（事務局回答）

駐車場の実際の利用状況について、設置者に確認したところ、特売日や年末等の繁忙期においても当該駐車場には空きが生じており、駐車場台数を 143 台に変更することは可能であると回答があった。

従業員等駐車場については、設置者に確認したところ、届出書添付資料図－33 の斜線を引き間違えており、31 台で間違いない。

また、荷さばき時間帯について、設置者に確認したところ、届出書添付資料 A－10 に記載しているツルハドラッグの荷さばき時間帯が誤っており、正しくは午前 6 時から午後 10 時までである。

（部会長）

他に発言はないか。

なければ、「マックスバリュ深川店」の法第6条第2項（変更）の届出について、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、別紙のとおり答申することで良いか。

（全員）

異議なし。

（部会長）

別紙「コープさっぽろ　すながわ店」の答申文案のとおり答申することに決定する。

6　その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。